

利根町告示第 5 1 号

平成 2 1 年第 1 回利根町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 2 1 年 5 月 2 2 日

利根町長 井 原 正 光

1 . 招 集 の 日 平成 2 1 年 5 月 2 5 日

2 . 招 集 の 場 所 利根町議会議場

3 . 付 議 事 件

- ( 1 ) 平成20年度利根町水道事業会計予算繰越について
- ( 2 ) 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- ( 3 ) 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- ( 4 ) 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- ( 5 ) 平成20年度利根町一般会計補正予算 ( 第 7 号 ) の専決処分について
- ( 6 ) 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- ( 7 ) 財産の取得について

平成21年第1回利根町議会臨時会会期日程

日次	月 日	曜日	会 議	内 容	開議時間
1	5 . 25	月	本 会 議	開会 提出議案説明（採決）	午前10時

平成21年第1回  
利根町議会臨時会会議録

平成21年5月25日 午前10時開会

1.出席議員

1番	能登百合子君	8番	佐々木喜章君
2番	高木博文君	9番	今井利和君
3番	西村重之君	10番	五十嵐辰雄君
4番	白旗修君	11番	会田瑞穂君
5番	守谷貞明君	12番	飯田勲君
6番	高橋一男君	13番	若泉昌寿君
7番	中野敬江司君	14番	岩佐康三君

1.欠席議員

なし

1.説明のため出席した者の氏名

町	長	井原正光君
総務課	長	福田茂君
企画財政課	長	秋山幸男君
税務課	長	矢口功君
町民生活課	長	高野光司君
健康福祉課	長	師岡昌巳君
経済課	長	石井博美君
都市建設課	長	飯田修君
会計課	長	蓮沼均君
教育	長	伊藤孝生君
教育委員会事務局	長	鬼沢俊一君
水道課	長	飯塚正夫君

1.職務のため出席した者の氏名

議会事務局	長	木村克美
書	記	蛭原一博
書	記	坂本隆雄

1. 会議録署名議員

7番 中野敬江司君

9番 今井利和君

1. 議事日程

---

議 事 日 程

平成21年5月25日(月曜日)

午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の件

日程第3 報告第1号 平成20年度利根町水道事業会計予算繰越について

日程第4 議案第31号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第5 議案第32号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第6 議案第33号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第7 議案第34号 平成20年度利根町一般会計補正予算(第7号)の専決処分について

日程第8 議案第35号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

日程第9 議案第36号 財産の取得について

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の件

日程第3 報告第1号

日程第4 議案第31号

日程第5 議案第32号

日程第6 議案第33号

日程第7 議案第34号

日程第8 議案第35号

日程第9 議案第36号

---

午前10時00分開会

議長(岩佐康三君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第1回利根町議会臨時会を開会いたします。

議会に入るに先立ち、平成21年4月1日付で人事異動がありましたので、異動により就任した事務局長を紹介いたします。

議会事務局長木村克美君。

〔議会事務局長木村克美君登壇〕

議会事務局長（木村克美君） 4月1日付をもちまして議会事務局長に就任いたしました木村克美です。今後ともよろしく願いいたします。

議長（岩佐康三君） 以上で紹介を終わります。

これより本日の会議を開きます。

---

議長（岩佐康三君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

町長から議案が提出されておりますので、報告させます。

議会事務局長木村克美君。

〔議会事務局長木村克美君登壇〕

議会事務局長（木村克美君） 今期臨時会に町長より報告1件、専決4件、条例改正1件、その他1件の合計7件が提出されましたので、報告いたします。

報告第1号 平成20年度利根町水道事業会計予算繰越について、議案第31号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分について、議案第32号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について、議案第33号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、議案第34号 平成20年度利根町一般会計補正予算（第7号）の専決処分について、議案第35号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、議案第36号 財産の取得について。

以上で報告を終わります。

議長（岩佐康三君） 報告が終わりました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

---

議長（岩佐康三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第118条の規定により、

7番 中野敬江司君及び

9番 今井利和君

を指名いたします。

---

議長（岩佐康三君） 日程第2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

議長（岩佐康三君） 審議に入るに当たり、本臨時会に提出されました議案の総括説明を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） おはようございます。

平成21年第1回利根町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、何かとご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まず、提出議案の総括説明に先立ち、新型インフルエンザ関連について申し上げます。

皆様方におかれましては、既にテレビや新聞報道でご存じのことと思えますが、5月23日現在、WHO世界保健機関は、世界45カ国と地域で1万2,022人の感染が確認され、うち4カ国で86人の死者が出ていると発表しております。また、日本は、国と地域別で見るとアメリカ、メキシコ、カナダに次ぎ4番目に感染者が多く確認されている国となっていることも報じられております。

国内では、5月16日の昼、神戸市で国内初の新型インフルエンザ感染者が確認され、その後、兵庫県、大阪府を中心に感染が拡大、さらには、20日以降には関東の神奈川県や東京都、そして埼玉県でも感染が確認されております。厚生労働省は、5月23日、7都道府県338人の感染の確認を公表しており、現在、感染者の入院措置を緩和するなど、新型インフルエンザが弱毒性であることや、症状が季節性のインフルエンザに似ていることなどを考慮した対策への切りかえの検討がされ、地域分けをした対応や自宅療養を認めるなどの新たな基本的対処方針を決定し、感染拡大防止に向け慎重に対応しているところでございます。また、感染者数がおおむね減少傾向にきているとの見方も出ており、一方で、年齢層の拡大や首都圏での確認が出始めていることを理由に、引き続き警戒を緩めない姿勢を堅持している状況でございます。

一方、茨城県では知事の対策強化の宣言を受け、5月16日に県庁の電話相談窓口が24時間対応となり、県内各地の保健所でも電話相談の時間を午前9時から午後5時まで開設するなど、新型インフルエンザ対策の強化に努めているところでございます。

本町の対策を申し上げますと、4月28日利根町新型インフルエンザ対策本部を設置し、5月1日には、新型インフルエンザに係る情報提供のお知らせ版を区長を通し町内全戸に配布をし、感染予防の啓発を実施したところでございます。また、利根町保健福祉センタ

ーに新型インフルエンザ相談窓口を設置し、平日ではありますが、午前8時30分から午後5時30分まで相談を受け付けている状況でございます。現在のところ、当町におきましては感染の確認はございませんが、対策本部において、町民生活の安全安心の確保に向け情報提供の検討に努めているところでございます。今後も、感染拡大の事態を注意深く見守るとともに、引き続き迅速かつ柔軟な情報提供に努めてまいりたいと考えているところでございます。

住民の皆様方には、感染予防の観点から、特に手洗いやうがいの慣行、そして、不要不急の特に人が集まる場所への外出を控えていただくとともに、外出の際にはマスクの着用をお願いし、みずからができる範囲での感染予防に努めていただきたいと考えておるところでございます。

続きまして、本日提出いたしました議案等の総括説明を行います。

今回の臨時会は、人事院勧告に伴い一般職の給与に関する法律が改正され、6月期の期末手当や勤勉手当の支給の基準日であります6月1日の前日までに関連条例が改正されていることが必要であることから、本日、臨時会を招集したものでございます。

提出いたしました議案は、報告が1件、専決処分が4件、条例改正が1件、その他1件の合計7件のご審議をお願いするものでございます。

報告第1号は、平成20年度利根町水道事業会計予算繰越についてで、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

議案第31号から議案第34号までは専決処分の報告でありまして、議案第31号は、利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について、議案第32号は、利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について、議案第33号は、利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、議案第34号は、平成20年度利根町一般会計補正予算（第7号）の専決処分についてで、いずれも地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

議案第35号は、利根町職員の給与に関する条例等の一部改正する条例で、さきにも触れましたが、人事院勧告による一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、職員の6月支給の期末手当、勤勉手当の支給率を国に準じて改正するとともに、町長、教育長の6月期の期末手当の支給率も改定したいので、提案するものでございます。

議案第36号は、財産の取得についてで、利根町指定ごみ袋を購入したいため、条例の規定により提案するものでございます。

以上、全議案の概要についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれの担当課長から説明をさせたいと思いますので、お手元の議案書等によりご審議の上、何とぞ適切なるご判断を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（岩佐康三君） 総括説明が終わりました。

議長（岩佐康三君） 日程第3、報告第1号 平成20年度利根町水道事業会計予算繰越についての報告を求めます。

補足説明を求めます。

水道課長飯塚正夫君。

〔水道課長飯塚正夫君登壇〕

水道課長（飯塚正夫君） 報告第1号 平成20年度利根町水道事業会計予算繰越について補足説明いたします。

地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、利根町水道事業利根町長より報告があったものを報告するものでございます。

めくっていただいて、別紙の方で内容を説明いたします。

平成20年度利根町水道事業会計予算繰越計算書でございます。説明の欄に、給水管布設替工事に伴う道路舗装本復旧のためと書いてあります。これは20年度後半に実施いたしました白鷺団地などの老朽給水管布設替え、老朽給水管というのは、本管から宅地に取り込んでいます管でございます。それが、白鷺ですと約270件くらいでございます。その工事終了後、埋め戻した状況を確認し、その結果、養生期間を長くにとって舗装の本復旧をすることにしたために、3,000万円の繰り越しをしたものでございます。

以上です。

議長（岩佐康三君） 報告第1号の報告が終わりました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第4、議案第31号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

税務課長矢口 功君。

〔税務課長矢口 功君登壇〕

税務課長（矢口 功君） それでは、利根町税条例の一部改正につきまして、補足してご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、平成21年度の税制改正に伴いましての地方税法の一部を改正する法律及び租税特別措置法の関係法律が、去る平成21年3月31日に公布されたのを受けましての改正でございまして、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、国に準じて同日付をもって専決処分を行ったものでございます。

それでは、お手元の参考資料、第1条関係と記載されています新旧対照表によりましてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

第34条の7は、寄附金税額控除についての改正でございまして、第1項、第12号の改正につきましては、引用法律の法律番号の追加をするための条文の整理の改正でございます。

次の第36条の2は、町民税の申告についての改正でございまして、新たに寄附金税額申告書に係る様式が追加されたことに伴いましての改正でございます。

2ページ、お願いします。

次の第38条につきましては、個人の町民税の徴収の方法についての改正でございまして、次の第47条の2第2項の削除に伴いましての運用条項の改正でございます。

2ページから次の3ページになります。

第47条の2でございますけれども、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収でございまして、第2項の改正につきましては、当分の間、給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を年金所得に係る特別徴収に加算しないとする事とする改正でございまして、第2項を削除するものでございます。また、第3項の改正につきましては、同項を第2項に繰り上げしまして、これらに伴いまして文言の整理をしたことによる改正でございます。

次の4ページから6ページになります。

第47条の3、特別徴収義務者及び第47条の5年金所得に係る仮特別徴収税額等の改正につきましては、前条第2項の削除に伴いまして、同項を引用する文言の削除を行った改正でございます。

次の6ページをお願いいたします。

第54条は、固定資産税の納税義務者等についての改正でございます。第7項の改正につきましては、地方税法施行規則の引用条項の整理を行ったことに伴いましての改正でございます。

7ページになります。

第56条でございますが、第56条は医療関係者の養成所において教育の用に供する固定資産に係る非課税措置の拡大に伴う改正でございまして、現行の公的医療機関の開設者、特定医療法人または公益社団、財団法人が設置する医療関係者の養成所において教育の用に供する固定資産税については非課税としているものに、改正後にありましては、非営利型一般、社団、財団法人、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構等が設置する場合につきましても、非課税の対象に加えるものでございます。

8ページになります。

改正後の第58条の2でございますが、こちらにつきましても前条同様でございまして、社会医療法人が救急医療等の国保事業に係る業務の用に供する一定の固定資産税に係る非課税措置が新たに創設されたことに伴いましての条文の追加規定の改正でございます。

9ページ、お願いします。

第59条は、固定資産の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告についての改正でございまして、こちらにつきましても前条同様でございます。

次の第93条は、卸売販売業者の売り渡し、または消費等とみなす場合についての改正で

ございまして、これはたばこ税にかかわる改正でございまして、第2項は、引用する法律番号の追加による改正でございます。

続きまして、10ページでございます。

附則の改正でございます。第7条の3は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除についての改正でございまして、第1項の改正は、新たに附則第7条の3の2の規定の追加に伴いまして条文の整理を行ったものでございます。

また、第3項の改正は、現行の住宅借入金等特別税額控除申告書の提出について、申告期間経過後も、町長がやむを得ないと認める理由がある場合につきましては適用する旨の規定があるわけですけれども、これらの削除を行った改正でございます。

次の11ページの改正後の第7条の3の2でございますが、こちらにつきましては、住宅借入金等特別税額控除に伴いましての条文の追加改正でございまして、これは所得税の住宅ローン控除の適用者に対しまして、平成21年から25年までの5年間に新たに入居した者を対象に、所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税におきまして控除し切れなかった額、または所得税の課税総所得金額の額に100分の5を乗じて得た額のいずれか小さい額、これは9万7,500円を限度になるわけですけれども、こちらを個人住民税から控除するものでございまして、平成22年度の課税分から適用となるものでございます。

12ページ、第8条でございます。

第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例につきましての改正でございまして、第2項の改正につきましては、住宅借入金等特別税額控除の創設に伴いまして引用する条項の追加を行った改正でございます。

13ページが一番下になりますが、第10条、読みかえ規定につきましての改正でございまして、これは地方税法の特例措置の廃止に伴いましての引用条項の整理による改正でございます。

14ページ、お願いします。

第10条の2でございますが、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についての改正でございまして、こちらにつきましては、文言の整理及び地方税法施行規則の引用する条項の整理による改正でございます。

次の15ページ。

第10条の3、阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等についての改正でございまして、現行の阪神・淡路大震災に係る固定資産税の減額の特例措置の適用となる対象期間の終了に伴いまして削除とする改正でございます。

次、16ページ、お願いします。

第11条、土地に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義についての改正でございまして、見出し中の「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改正するものでございます。これ

は、現行の固定資産税のうち土地に係る負担調整措置につきましては、平成20年度までの仕組みを継続することとしたことに伴いましての期間の延長によるものでございます。

次の11条の2、平成19年度または平成20年度における土地の価格の特例についての改正でございます。これにつきましては、固定資産税の土地の評価額の下落修正措置にかかわるものでございまして、据え置き年度におきましても、土地が下落している場合におきましては、評価額の下落修正をすることができる特例措置を継続する改正でございまして、「平成19年度」を「平成22年度」に、「平成20年度」を「平成23年度」に期間延長するものでございます。

17ページ。

第11条の3、平成19年度または平成20年度における鉄軌道用地の価格の特例についての改正でございまして、これは鉄軌道用地における固定資産税の評価方法の特例措置を定めましたもので、特例の対象となる期間の終了に伴いましての削除する改正でございます。

次、18ページから21ページになります。

第12条でございます。第12条は、宅地等に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の特例についての改正でございまして、こちらにつきましても、現行の固定資産税の土地のうち宅地にかかわる負担調整措置の継続に伴う改正でございまして、「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に期間延長するものでございます。

次の21ページの一番下から22ページになります。

第12条の2は、平成18年度から平成20年度までの固定資産税にかかわる経過措置でございまして、こちらにつきましても、期間の終了に伴いまして削除とする改正でございます。

次、22ページでございます。

第13条は、農地に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の特例についての改正でございまして、こちらにつきましても同様でございまして、現行の固定資産税の土地のうち、農地に係る負担調整措置の継続に伴いましての改正でございまして「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年から平成23年度まで」に期間延長するものでございます。

次の23ページ。

第15条の2は、特別措置保有税の課税の特例についての改正でございまして、こちらにつきましても、特別措置保有税の保有分につきましても、ただいま申し上げました固定資産税の土地にかかわる現行の負担調整措置の継続に伴う改正を準用することから「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に期間延長するものでございます。

また、第2項は、特別措置保有税に係る取得分に対する改正でございまして、不動産取得税に係る宅地価格の特例措置の継続に伴いまして「平成21年3月31日」を「平成24年3

月31日」に期間延長するものでございます。

次の24ページでございます。

第16条の3、上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例及び次の25ページになります。第16条の4、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例の改正につきましては、いずれも住宅借入金等特別税額控除の創設に伴いまして、引用条項の追加規定の整備改正でございます。

続きまして、26ページから27ページになります。

第17条でございますが、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例につきましの改正でございます。第1項の改正は、租税特別措置法の改正に伴う同法の引用条項の追加に伴いましての条文の整理による改正であります。

また、第3項の改正につきましては、住宅借入金等特別税額控除の創設に伴いましての引用条項の追加規定の改正でございます。

続きまして、28ページ、お願いします。

第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例につきましの改正でございます。当該特例規定の適用年度を「平成21年度」を「平成26年度」に延長する改正でございます。また、租税特別措置法の改正に伴いまして引用条項の整理による改正でございます。

29ページから30ページになります。

第18条、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例、及び、次の30ページから31ページになります。第19条、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例につきましては、住宅借入金等特別税額控除の創設に伴いまして引用条項の追加規定の整備を行った改正でございます。

31ページになります。

19条の2、特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例から、次の32ページになります。第20条、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例、及び、次の33ページの一番下になります。第20条の2、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例までの改正につきましては、租税特別措置法の改正に伴いまして、同法から引用する文言の整理を行った改正でございます。

次の35ページから37ページになります。

第20条の4、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例についての改正ございまして、こちらにつきましては、先ほどから申し上げます住宅借入金等特別税額控除の創設に伴いましての引用条項の追加に伴いましての改正でございます。

以上が第1条の改正ございまして、続きまして、第2条の改正、参考資料、お手元

に配付してございます第2条関係の新旧対照表をごらんになっていただきたいと思います。

第10条の2の改正は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についての改正でございまして、新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置の創設に伴いましての改正でございまして、裏面になります、2ページになりますけれども、現行の第7項を第8項に改めまして、戻っていただきまして、1ページの第2項から第6項までを1項ずつ繰り下げまして、新たに第2項としまして1項を加える改正でございます。

内容につきましては、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定により、行政庁の認定を受けて同法の施行日となります、これは平成21年6月4日になりますが、この施行日から平成22年3月31日までに新築された住宅で、1戸当たり120平米相当分までを限度とした住宅でございますけれども、これらの固定資産税につきましては、認定を受けて建築された住宅であることを証明する書類を添付しまして市町村に申告することによりまして、新築から5年間、中高層耐火建築物にあっては7年間、税額から2分の1を減額するものでございます。この長期優良住宅につきましては、長期にわたり良好な状態で使用するための耐久性、あるいは耐震性、維持保全の容易性等の一定以上の住宅の性能、あるいは良好な居住環境への配慮及び維持保全に関する計画作成等がなされ、認定基準を満たして優良な住宅をいうものでございます。

次に、議案の方になりますけれども、後から4ページ目の第3条でございまして。

第3条の改正は、利根町税条例の一部を改正する条例の一部改正でございまして、幾つか改正点があるわけでございますけれども、その改正の主なものについてご説明いたしますと、上場株式等の配当所得及び譲渡所得に係る軽減税率の延長についての改正でございまして、この軽減税率の取り扱いにつきましては、前回の平成20年度の税制改正におきまして、平成20年末をもちまして3%の軽減税率を廃止しまして、平成21年からは税率を5%としまして、その際、特例措置として2年間、100万円以下の配当及び500万円以下の譲渡益につきましては、3%の軽減税率を適用する改正を行ったところでございますけれども、これが現下の金融経済環境にかんがみまして現行税制を1年間延長することとした改正でございまして。

以上が、本則及び附則の改正でございます。

次に、施行期日等の附則の改正でございます。

第1条につきましては、この条例は平成21年4月1日から施行するものでございまして、次の各号に定めるものにつきましては、その定める日より適用するものでございます。

第1条、第1号につきましては、固定資産税の改正でございまして、新たに認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置につきましては、先ほど申し上げましたように、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行日となります平成21年6月4日から施行する

ものでございます。

第2号の町民税の改正につきましては平成22年1月1日から、同じく、第3号につきましては22年4月1日から、第4号の町民税の改正につきましては平成23年1月1日から、それぞれ施行するものでございます。

第2条でございます。

第2条は、町民税に関する経過措置でございます。個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除につきましては、平成22年以後の年度分の個人の町民税から適用するものでございまして、平成21年度までの町民税にかかわる住宅借入金等特別税額控除申告書の提出につきましては、なお従前の例によるものでございます。

最後に、第3条の改正でございます。

これは固定資産税に関する経過措置でございます。第1項につきましては、別段の定めがあるものを除きまして、平成21年度以後の年度分から適用するものでございます。

第2項につきましては、高齢者向け優良賃貸住宅にかかわる申告書の提出についての規定でございます。これにつきましては、平成21年4月1日以後に新築された貸家住宅に対して課すべき平成22年以後の年度分から適用するものでございます。

また、第3項は、新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置の創設規定につきましては、平成21年6月4日以後に新築された認定長期優良住宅に対して課すべき、22年度以後の年度分から適用するものでございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対討論から認めます。

次に、賛成討論を認めます。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第31号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第31号は原案のとおり承認され

ました。

議長（岩佐康三君） 日程第5、議案第32号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

税務課長矢口 功君。

〔税務課長矢口 功君登壇〕

税務課長（矢口 功君） それでは、続きまして、議案第32号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして、補足してご説明いたします。

こちらの改正につきましても、ただいまの議案第31号と同様、地方税法の一部を改正する法律等の改正を受けまして、去る3月31日付をもって専決処分を行ったものでございます。

それでは、お手元の参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

まず、1ページから、若干飛びまして3ページにかけましての附則第2項から附則第7項までの改正につきましては、宅地等に対して課する平成18年度から平成20年度までの都市計画税の特例につきましての改正でございまして、現行の負担調整措置の継続に伴いましての改正でございます。

次に、3ページの一番下になります。下から、次の4ページにかけましての改正の附則第8項でございます。

農地に対して課する平成18年度から平成20年度までの都市計画税の特例につきましての改正で、これにつきましても同様でございまして、現行の負担調整措置の継続に伴いましての改正で、いずれも「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に期間延長する改正でございます。

次に、附則第12項の改正でございますが、こちらにつきましても、地方税法の改正によりまして条文が移動したことに伴いましての改正でございます。

次に、5ページの附則第13項でございますが、こちらにつきましても、都市計画税にかかわる経過措置でございまして、期間終了に伴い削除する改正でございます。

附則といたしまして、この条例につきましても、平成21年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対討論から認めます。

次に、賛成討論を認めます。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第32号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第32号は原案のとおり承認されました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第6、議案第33号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、議案第33号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして、補足してご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、地方税法施行令及び国民健康保険法施行令が3月31日に公布されましたことを受けましての改正であります。これを受けまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったものであります。

今回の改正につきましては、国民健康保険税の介護保険金に係る課税限度額9万円を10万円に引き上げ、及び附則条項の繰り下げ等を行うための改正であります。

今回の介護納付金の課税限度額につきましては、平成18年度以降9万円としているところでございましたけれども、介護給付費や被保険者の所得の動向等を勘案し、中間所得層の負担軽減を図るため、10万円に見直しするものであります。

それでは、お手元に配付しました新旧対照表に基づきましてご説明申し上げます。よろしく願いいたします。

第2条は課税額でありまして、第4項の改正につきましては、介護納付金額の限度額「9万円」を「10万円」に改めるものであります。

次に、21条は、これは国民健康保険税の限度額でありまして、次のページをお願いいたします。これにつきましても、介護納付金の課税額の減額した保険税の限度額を「9万円」から「10万円」に改めるものであります。

次に、附則でございます。附則第2項の次に、その下にあります新たに附則第3項を追加するものであります。

附則第3項は、上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例でありまして、当該特例規定を適用する場合において、本則第3条、これは税条例でございますけれども、国民健康保険に係る所得割と第6条の介護保険金額税に係る所得割額、また、第5条の3、後期高齢者支援金等課税に係る所得割額、及び第21条の国民健康保険税の減額でありまして、この規定を適用する場合の読みかえを追加するものであります。これによりまして、国保税の所得割額を算定するに当たりましては、上場株式に係る配当所得の金額を追加して算定するものであります。

続きまして、現行附則第3項を第4項に改めるものであります。条文中の改正ということで、第35条の2、第1項を加えるものであります。これは長期譲渡所得に係る国保税の課税に対する特例であります。これにつきましても、租税特別措置法の改正に伴う引用条項を整理するための改正であります。

次のページ、お願いいたします。

現行附則第4項を第5項に改めるものであります。この改正につきましても、租税特別措置法の改正に伴う引用条項の整理をするための改正であります。

続きまして、現行の附則第5項を第6項に改めるものであります。

また、新たに附則第7項を追加するものでありまして、これは上場株式に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例であります。規定する場合においてのものでありまして、附則第3条の規定を適用する場合の読みかえ規定を追加したものであります。

続きまして、現行附則第6項を附則第8項に改めるものであります。これにつきましても、条項の整理ということでございます。

同じく、現行の第7項を第9項に改めるものであります。条文中の第5項を第6項に改めるといって、条文の整理をしたものでございます。

次のページ、お願いいたします。

現行の附則第8項を附則第10項にするものであり、条文中の事業所得の次に譲渡所得を加えるものでありまして、これにつきましても、地方税法の附則の改正に伴います文言の整理を行うものであります。

また、現行の附則第9項から、9ページにあります13項までを2項ずつ引き下げるものでありまして、附則第12項から附則第15項に改めるものであります。

続きまして、9ページの附則でございます。

第1項は、施行日を定めたものでありまして、この条例は平成21年4月1日から施行するものであります。ただし、各号につきましては、関係法令の施行期日に合わせた期日として施行するものであります。第1号につきましては、平成22年1月1日から施行するも

のであります。第2号につきましても、平成22年4月1日から施行するものであります。また、第3号につきましても、平成23年1月1日から施行日となっております。

続きまして、第2項は適用区分でありまして、改正後の国保税第2条、第4項及び第21条の規定は、平成21年度以降の年度分の国保税についての適用をし、平成21年度分までの国保税につきましては、なお従前の例によるものであります。

以上で終わります。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対討論から。

次に、賛成討論を認めます。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第33号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第33号は原案のとおり承認されました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第7、議案第34号 平成20年度利根町一般会計補正予算（第7号）の専決処分についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第34号 平成20年度利根町一般会計補正予算（第7号）の専決処分につきまして、補足してご説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費の補正でございます。

一つ目が、款7土木費で、項3河川費、事業名がスーパー堤防整備事業でございます。これはスーパー堤防を整備するために、土地、住宅等の移転補償を行っているもので、事

業が年度内に完了することができないことから、平成21年度に事業費の一部1億1,437万2,000円を繰り越すものでございます。

次に、項の4都市計画費、事業名が上曽根運動公園整備事業でございます。これはスーパー堤防整備事業に伴いまして、住宅等の移転地内の区画や道路等の整備等行うもので、事業が完了することができないことから、平成21年度に事業費5,071万5,000円を繰り越すものでございます。

続いて、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款2地方譲与税から款9地方交付税までは、平成20年度の交付額の決定によるものでございます。

款2地方譲与税の目1自動車重量譲与税で、616万4,000円を増額するものでございます。前年度と比較しますと、170万2,000円の減額となっております。

続いて、目の1地方道路譲与税で、31万3,000円を減額するものでございます。前年度と比較しますと、266万7,000円の増額となっております。

続きまして、款3利子割交付金は、113万1,000円の減額でございます。前年度と比較しますと、合計で32万4,000円の減額ということになってございます。

続いて、款4配当割交付金としましては、922万4,000円の減額となっております。前年度の総額と比較しますと、788万円の減額でございます。

款5株式等譲渡所得割交付金は、430万5,000円を減額するものでございます。前年度の総額と比較しますと、444万9,000円の減額となっております。

款6地方消費税交付金は、1,169万7,000円を増額するものでございます。前年度の総額と比較しますと、585万8,000円の減額となっております。

款7自動車取得税交付金は、80万5,000円を増額するものでございます。前年度の総額と比較しますと、386万6,000円の減額でございます。

款9地方交付税は、特別交付税で4,685万7,000円を増額するものでございます。これは特別交付税の決定に伴い増額となったものでございます。地方交付税といたしましては、平成20年度は総額で15億5,274万6,000円で、前年度と比較しますと1.9%、2,922万8,000円の増となったものでございます。

款17繰入金、目7茨城県利根浄化センター周辺地域生活環境整備基金繰入金の249万7,000円の減額は、事業費が確定しましたこと、目8利根町公共公益施設維持整備基金繰入金の882万円の減額につきましては、頑張る応援プログラムで特別交付税が確定したことにより基金に戻し入れをするものでございます。

10ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、目1財産管理費で434万6,000円を減額するものでございます。これは庁舎

内の構内電話交換機の交換工事の事業費が確定いたしましたして、契約の差金を減額したものでございます。

款7土木費、目2道路維持費で249万7,000円を減額するものでございます。これは利根浄化センター周辺生活環境整備工事の事業費が確定したため、減額となったものでございます。

款8消防費、目3消防施設費につきましては、先ほど申し上げましたが、特別交付税等の交付が確定したことから、財源内訳を変更したものでございます。

款11諸支出金、目1財政調整基金費は、4,173万円を増額するものでございます。これは今回の補正につきまして余剰額が生じたため、財政調整を行うため財政調整基金に積み立てをするものでございます。平成20年3月31日現在の財政調整基金の残高は、7億8,662万6,000円でございます。

目11利根町公共公益施設維持整備基金費で、434万6,000円を増額するものでございます。こちらは先ほどの庁舎の電話交換工事につきましては、庁舎施設整備基金から充当いたしました。基金の統合等がありまして、そのことから利根町公共公益施設維持整備基金に積み立てをするものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、最初に、反対討論を認めます。

次に、賛成討論を認めます。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第34号 平成20年度利根町一般会計補正予算（第7号）の専決処分についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第34号は原案のとおり承認されました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第8、議案第35号 利根町職員の給与に関する条例等の一部

を改正する条例を議題といたします。

補足説明を求めます。

総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長（福田 茂君） それでは、議案第35号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

このたびの改正は、民間企業における本年の夏季一時金が昨年の夏季一時金に比べ大きく減少することがわかれることから、可能な限り民間の状況を公務に反映することが望ましいという人事院勧告を受けて改正を行うものでございます。

一般職の職員の給与に関する法律の改正により、平成21年6月に支給する国家公務員の期末手当及び勤勉手当の支給率が改正されたことに伴い、国に準じて職員の期末手当及び勤勉手当の支給率、並びに町長、教育長の期末手当支給率の規定を改めたいので提案するものでございます。

第1条は、利根町職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、附則の第15項の後に第16項を追加するものでございます。

改正の内容につきましては、わかりやすくご説明いたしますと、平成21年6月に利根町職員に支給する期末手当及び勤勉手当について、現行制度では2.15カ月支給するところを0.2カ月分凍結し、1.95カ月の支給とするものでございます。

また、再任用職員については、現行制度では1.1カ月支給するところを0.1カ月分を凍結しまして、1.0カ月の支給とするものでございます。

第2条は、利根町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正するもので、現行の附則を附則第1項とし、第1項の後に第2項を追加するものでございます。

改正の内容につきましては、平成21年6月に利根町長に支給する期末手当について、現行制度では1.6カ月支給するところを0.15カ月分を凍結し、1.45カ月の支給とするものでございます。

これに伴いまして、利根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第4条の規定に基づきまして、議会議員の期末手当についても利根町長と同じ支給条件になるものでございます。

第3条は、利根町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正するもので、現行の附則の第2項の後に第3項を追加するものでございます。

改正の内容につきましては、平成21年6月に利根町教育委員会教育長に支給する期末手当について、現行制度では1.6カ月支給するところを0.15カ月分凍結し、1.45カ月の支給とするものでございます。

第4条は、利根町職員の給与の特例に関する条例の一部を改正するもので、第3条中「平

成22年3月31日」とあるものを「平成21年11月30日」に改めるものでございます。これは今回の人事院勧告の完全実施に伴い、利根町が実施している給与抑制の期間を短縮して、給与の適正化を図るものでございます。

なお、附則で、この条例は公布の日から施行すると規定するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

5番守谷貞明君。

〔5番守谷貞明君登壇〕

5番（守谷貞明君） ちょっと質疑ということでお伺いしたいことは、民間の給与水準が下がって、国家公務員の給与もそれに合わせて下げるということで、これは日本の経済が100年に一度の大リセッションの中でやむを得ない措置だと思いますが、できれば個人消費を国内需要を高めるために余り、ちょっと、下げるのは、僕は余り基本的には賛成ではないんですが、しかし、世の中がこういう状況なので下げざるを得ないというのはよくわかります。それで、国に準じて利根町の皆さん、それから、我々議員も下げるというのは大変いいことだなというふうには思っていますが、それで、一体、今回の下げ率で、全体でどのぐらいの効果があるのか教えていただきたいと思います。

以上です。

議長（岩佐康三君） 総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長（福田 茂君） 金額につきましては、今のところ計算しておりません。大変申しわけございません。一人一人、金額、職員の場合、違いますので、その辺のところ、まだ計算の方は、この条例案が通った後で計算するようになりますので、現在のところではできませんので、ご理解願いたいと思います。

議長（岩佐康三君） 守谷議員。

5番（守谷貞明君） まだ計算していないということですが、それは、この法律が通った段階ですというお答えだったんで、できれば早目に計算していただいて、6月定例議会に、もし間に合えばご報告いただけるとありがたいと思います。

以上です。

議長（岩佐康三君） 2番高木博文君。

〔2番高木博文君登壇〕

2番（高木博文君） ただいまの守谷議員の質問に関連してのことです。

現時点では、まだ詳細な計算できていない、これはやむを得ないかと思えますけれども、やはり職員にこうした犠牲を強いる、これは当然、住民に対して、それは有効に活用されなければならないということになるかと思えます。だから、おおよそ額というのは、そ

れこそ、平均の単価等、いろいろなやつ考えればすぐ出てくるわけで、個人のあれこれをということではありませんので、それを前提にしておいて、やはりこれを今後どのように使っていこうとされるのか。そういった部分等についてのお考えあるならば、お聞きをしたいと思いますし、同時に、それは補正予算ということにもなってくると思いますから、それは、先ほど守谷議員おっしゃられたように、できるだけ早期に議会に、それは提案していただきたいし、住民の前にしっかりとした説明もしてほしいと思いますし、また、それに伴う職員への納得いく説明も、当然、当局としては努めていただきたいと。これらについて、どのようにお考えなのかをお聞きしたいと思います。

以上です。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） 先ほど総務課長からも、今、金額の方は把握していないということで、これから計算というようなことになると思います。月数が減になりまして当然減額になりますので、それは余剰金という形になろうかと思えます。それにつきましては、財政調整基金等に積み立てを、今現在どのように使うかということは決まっておりますので、基金等に積み立てをして次年度以降に生かしていきたいと、そのように考えております。

議長（岩佐康三君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対討論から。

2番高木博文君。

〔2番高木博文君登壇〕

2番（高木博文君） 私は反対の立場から討論に参加をしたいと思えます。

今2人の課長から、現時点においては、まだ正確な額の把握もできていないし、今後において、それを計算した後に、とりあえずは余剰金という形でもって今後検討していくんだというお話でありましたが、かほどさように、これは従来のやり方と違う形で出されているという、やり方に極めて問題があるかと思えます。

例年ならば、人事院の作業は5月時点における民間の調査を行い、それを8月の時点で勧告をし、その後、閣議決定を経て国会で決定される。そして、これが例え夏の支給が済んだ後であっても、年末時点で人事院勧告を決定した時点では、さかのぼって、減らすときは減らす、ふやすときはふやすというのが戦後50年来つくってきた人事院勧告制度の本来のあり方でありました。

本来、公務員労働者においても、労働基本権を認められた28条の考えに基づく団体交渉権や契約締結権が付与されていた。しかし、その後これを改悪し、今日、直接交渉して決定するという制度ではないけれども、かわりに第三者機関としての人事院が公正な調査を行う、

その後、政府が慎重に検討をし、どう取り扱うかを決め、議案を提出し決定していくという流れがあるわけです。

ことしの場合は、確かに民間等が急激に賃金ダウンや、あるいは経済の落ち込み等があるというのは、私も承知しておりますけれども、5月1日、無理やり人事院に臨時勧告を出させて、そして、5月8日の日の閣議決定でもって、これを決定して、国会に提出してきたと。したがって、人事院が5月時点で調査した、その最中にも、まだ民間の多くの企業で、夏の一時金をどの額にするのか決められていない状況もありましたし、事実、茨城県の人事管理委員会は、茨城県においては、一つも、その調査を行っておりません。

5月8日閣議において、これを決定した時点で、その後の官房長官、総務大臣のさまざまな談話とかいう形で、国の公務員にならって地方公務員も同じですよということを言っておりますので、これを提案するのはやむを得ないとは思いますが、今までの人事院勧告制度を踏まえた今回の扱いは、これは極めて恣意的なものであって、当該の職員等においては士気を低下する。そういう理屈の通った手続を踏まえていないという問題があります。また、恐らく8月の時点で調査しても、今の時点での調査の中身も、大勢に変化はないかとは思いますが、やっぱり物事には、ちゃんとした手順を踏んで、対象となる人たちの気持ちをおもんばかった形で、それが対処されてしかるべきではないかと思えます。

特に利根町の場合においても、国家公務員に準ずる賃金体系の一つとして、地域調整手当の支給の問題もありますけれども、これも多分3%の地域に、利根町、指定されているはずですが、これが長年、特別な扱いとして1.5%とか2%にとめおかれて今日まで来ておりますし、また、よく国家公務員と地方公務員との賃金比較をラスパイレス指数であらわしておりますけれども、これも、必ずしも国の公務員の賃金体系の仕組みと地方公務員の体系の仕組みとが整理されたものにはなっておりません。

悪いことだけ、すぐ右へならえで国に準じてと。これもはっきり言えば、9月半ばまでに行われるであろう総選挙を前にして、やはり政府の人気取りが、いわば、そこに働く公務員を犠牲にした形で示されてきていると。そして、ここでカットしたものが、住民や国民のためにどう使うかという方向性も示されないがままということになっているわけがあります。これは本来の手順を踏んでやっていくなれば、当然そこには、その後どう、これを国民、住民のために使っていくかという方向性も検討されて提案されてしかるべきだと思いますし、やはり私は、これらの事情を勘案したとき、結果として数字的にはやむを得ないとしても、やり方の問題、考え方の問題としては、極めて問題あり。そのことを考えるならば、これに対して賛成という立場をとるわけにはいきませんので、反対の態度を明確に表明をしておきたい、このように思います。

議長（岩佐康三君） 次に、賛成討論を認めます。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第35号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立多数です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第9、議案第36号 財産の取得についてを議題といたします。補足説明を求めます。

町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、議案第36号 財産の取得につきまして、補足してご説明申し上げます。

利根町指定ごみ袋購入のため、下記のとおり財産を取得するものであります。

1として、取得する財産といたしまして、町指定ごみ袋大80万枚、同じく小5万枚、同じく公共用3万枚を購入するものであります。

2としまして、取得金額は428万9,565円であります。

契約相手方は、茨城県つくば市篠崎1990-11、株式会社塚越産業、代表取締役塚越信男であります。

契約の詳細につきましては、参考資料の物品購入契約を見ていただきたいと思います。

以上のとおり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対討論から。

次に、賛成討論を認めます。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第36号 財産の取得についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐康三君） 以上で、本日の臨時会の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして平成21年第1回利根町議会臨時会を閉会いたします。

なお、第2回定例会は6月5日の開会予定です。

大変ご苦労さまでした。

この後、全員協議会を直ちに開きますので、全協室にお集まりください。

午前11時23分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 岩 佐 康 三

署 名 議 員 中 野 敬江司

署 名 議 員 今 井 利 和